2013 年 9 月 26 日

埼玉県知事　　上田清司様
埼玉県教育長　関根郁夫様

埼玉県学童保育連絡協議会　会長　長倉香

2014年度県予算案及び県施策に関する要望書

埼玉県知事、埼玉県教育長、並びに担当各部局の皆様には、日頃より学童保育事業(放課後児童健全育成事業)の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。誰もが働き、子どもたち安心して成長するために学童保育の社会的役割は高まっています。少子高齢化、労働人口減少の日本社会を押し戻すには、望めば誰でも家庭を持ち豊かで平和に生活する未来を見通せるようにしなければなりません。結婚、出産、子育てと続く社会福祉のレールがしっかりと引かれた社会を確立することが最重要です。保育園と学童保育の保育事業は公的責任で十分な予算措置をもって実施されるべきです。2013 年度の県内の学童保育は 1,116 ヶ所へと急増し、小学校数に対する設置率は全国で第 2 位の 136.3%となっており、全国的にも学童保育を求める声が切実な地域です。

1973 年に埼玉県は県の単独事業として「常勤の指導員 2 名を配置する人件費補助制度」を誕生させ、市町村に対して学童保育づくりを奨励し、予算的にも支えてきました。また、障害児に対する施策の創設や充実でも一貫して支援をして頂きました。1997 年の法制化は、本県を始めとした自治体の動きに国がやっと追いついたものと言えます。

2004 年 3 月に策定した埼玉県の「放課後児童クラブ運営基準」は、全国で初めてのものであり、画期的なものでした。他県にも同種の基準づくりを促し、ついに厚生労働省も 2007 年 10 月、「放課後児童クラブガイドライン」を策定するに至りました。埼玉県が全国の学童保育の設置・運営基準づくりをリードしてきた事実を、私たちは改めて誇りに思っています。

昨年８月に「子ども・子育て支援関連３法」が成立し、2015 年度から「子とも･子育て支援新制度」が本格施行します。「放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること」（参議院付帯決議）と謳われました。

学童保育については、対象児童は 6 年生までに拡大すると共に、国が策定する省令にもとづいて指導員の資格や人員配置等について市町村が条例化を図ります。同時に市町村は、新制度にかかわる諸施策について「子ども・子育て支援事業計画」の策定することになります。

全国をリードしてきた、埼玉県の単独事業と「運営基準」や指導員研修による学童保育の“質”を、どう受け継ぎ、さらに発展させていくのかが、現在の私たちに課せられている大きな課題です。そのためには、地域性や運営形態を超えて、埼玉県のすべての学童保育に保障していく最低基準（埼玉県放課後児童クラブ最低基準）を明らかにし、それに伴う財政予算化や、市町村の条例づくりへの支援を進めていくことが必要だと考えています。

上記の様な問題意識に立ち、**「私たちが求める埼玉県の放課後児童クラブの最低基準（案）」（以下、「埼玉県最低基準」）**を提案させていただきます。埼玉県は 2004 年に県内の学童保育のあるべき姿を提示した「放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。この「埼玉県最低基準」は、市町村の条例化や事業計画策定に当たって必要と思われる事項について「、運営基準」の記載事項に沿って作成したものです。これをたたき台に、当事者である保護者・指導員・運営者と、埼玉県行政、県議会議員の方々と知恵を持ち寄り、「埼玉県最低基準」を実現するために必要な予算措置をしっかり実現していくことを願っています。以上の旨から、以下の要望を致します。

記

Ⅰ．「子ども･子育て支援新制度」に関しての要望

１．★★「子ども・子育て支援事業計画」策定に当たって（量の確保）

県内の学童保育の待機児童は、公表されているだけで 879 人（2012 年度、厚生労働省調査）に上り、「潜在的な待機児童」は、１～３年生までで、埼玉県で約３万人にものぼります。

※全国学童保育連絡協議会で、全国で40万人の潜在待機児童がいると発表しました。計算式は

（1～3年の小学児童×6～8歳の母親の就労率0.65 ×1日6時間以上勤務している母親率0.6）－（現在、学童保育に入所している児童数）=潜在待機児童数

約３万人の潜在待機児童に対応するには、約 1,000 か所が必要であり、現在の約２倍の施設が必要です。各市町村が待機を出さないように指導すると共に、潜在待機児童数に見合う設置目標を設定して下さい。

２．★★市町村の「基準」の条例化に当たって（質の確保）

私たちは、全国でも最高水準にある埼玉県の学童保育の質を守り、発展させていくことを願っています。市町村が学童保育の条例化を進めるに当たり、埼玉県として改めて、2004 年に策定した「放課後児童クラブ運営基準」を発展させ、**「埼玉県の放課後児童クラブの最低基準」**として定めることを求めます。学童保育の質を充実していくための、その中味については、私たちは下記の項目を提案させていただきます。

下記を参考に、「最低基準」を定め、各市町村の条例化と基準づくりを指導するよう要望します。

また、国から市町村への直接補助となっても、従来の県単独補助金は維持・拡充を進めて下さい。

「私たちが求める埼玉県の放課後児童クラブの最低基準（案）」（埼玉県最低基準）

１．学童保育（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の役割の違いを踏まえ、それぞれをしっかり発展させる
　学童保育の役割を明確に基準に書きこむこと
　就労等の支援の目的に沿って、通年開所、学校休業日の８時～ 19 時開所とすること

２．学童保育は専用の施設を持ち、一人あたりの保育面積（設備部分を除く）として1.65㎡以上であること。1クラブ、1クラスの児童数は30人以下をめざし、当面40人以下とすること。
　５年ぐらいの経過措置期間を経て、41 人以上のクラブの分割化

３．指導員は、専任かつ常勤の指導員を、常時、複数で配置すること
　専任・・・他の仕事との掛け持ちをすることなく、専ら指導員の任に当たるものをいう
　常勤・・・1 週間の労働時間が 32 時間以上かつ雇用期間の定めのないものをいう
　常時・・・子どもを保育する時間のすべてをいう
　複数・・・全てで常勤 2 人以上かつ指導員一人あたりの児童数を 10 人以下とすること

４．常勤指導員の資格は、保育士・教員資格者または「埼玉県放課後児童指導員認証者」※とすること
　※埼玉県放課後児童指導員認証者・・・埼玉県で研修カリキュラムを定め、その履修者に発行する
　保育士・教員免許保持者も含め、必要な研修を受けて、3 年を単位に更新するものとする
　非常勤の指導員は、採用後 2 か月以内に「初任者研修」を履修するものとする

５．常勤指導員の給与体系は月給とし、県職短大卒初任給以上とする
　非常勤の指導員は、埼玉県最低賃金を下回ることは出来ない

６．障害児の入所の促進と指導員加配基準
　障害児 1 人に指導員 1 名の加配。その後は障害児 2 人ごとに指導員 1 名の加配
　障害児学童保育指導員への人件費補助単価（1,686,000 円）

７．保護者の参画
　学童保育が持つ、保護者の就労や子育ての支援としての役割から、
　保護者の参画（保護者との懇談会、保護者会組織の育成など）を積極的に位置づける

８．公立又は委託事業としての市町村の責任の明記
　待機児童を産まないための施設整備の責任（施設の新設・分離分割・増設支援）
　均質な保育の提供・安全確保のための責任（保育指針・マニュアルや研修の整備）
　１～６年生までの児童の継続的な成長を支援していく施設としての公共的な質の確保責任
　（運営体や指導員の交代が起きない仕組み・指導員が働き続けられる仕組み）

Ⅱ.「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」にもとづく施策実現のための要望

「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」は、県内の学童保育の最低基準と言えるものです。
この「運営基準」の内容が実現できるよう、県の学童保育施策（放課後児童健全育成事業）について、下記の点で改善を図って下さい。

１．需要増に対応する予算化、補助基準額の増額について

★★（１）学童保育は急増しています。増加したクラブを確実に予算化して下さい。

★★（２）「運営基準」は、指導員体制について、「指導員の仕事と役割から、運営形態に関わらず常勤指導員を複数配置することが望ましい」と明記しています。指導員の安定した労働条件が確保できるよう、また、常勤形態の指導員常時複数体制を確保できるように、１ヶ所あたりの補助基準額を増額して下さい。また県は、民営の指導員加算が１名で 95 万 4 千円と算定しています。これは「運営基準」のいう「常勤指員」を雇用するのには全く不十分です。

（３）民営と比べて低くなっている公営の補助基準額を民営並みに改善して下さい。

２．安心・安全のための施設・設備の整備を進めることについて

「運営基準」は「集団活動を指導できる規模は、40、人を限度とする。41 人以上を越えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとることが必要である」と明記しています。学童保育の施設・設備の安全性の確保の観点からも、適正規模化が不可欠です。

（１）【県教育局に対して】国は学校諸施設の積極的な活用を促しています。県教育局として学校施設等を学童保育の専用施設（室）として活用できるよう、市町村教育委員会に対して積極的な指導を行って下さい。

（２）学童保育施設の適正規模での分割・新設を進めるために、市町村に対して働きかけて下さい。また、分割・新設によって保育環境の悪化がもたらされることがないよう指導して下さい。

３．指導員の資質向上を図るために

（１）指導員に研修の機会を保障するために、「放課後児童指導員研修会（学童保育指導員学校)」、「障害児担当指導員研修会」、「新人研修会」等について引き続き弊協議会と共催する形で実施して下さい。

★★（２）専門的技量を備えた指導員の育成・養成のためには、指導員の研修カリキュラムや養成のしくみが必要となります。埼玉県として指導員研修のカリキュラムや認証のしくみについての検討を引き続き進めて下さい。

４．障害のある児童の受け入れをさらに進めるために

（１）障害児の受け入れは急増していますが、受け入れていない市町村も 13 あるなどまだまだ需要は高いものと認められます。障害児入所に関わる指導員人件費補助単価について、障害児学童保育指導への人件費補助単価（1,686,000 円）が支出できるように改善して下さい。

★★（２）指導員人件費加配の基準について、最低でも「障害児３人以上で指導員２人の加配」に改善して下さい。また、２人目の人件費を、１人目と同じ単価にして下さい。

Ⅲ.「新制度」以外の学童保育の制度やしくみに関しての要望

１.「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」に関しての要望

市町村に対する「運営基準」に基づく点検を引き続き行って下さい。特に指導の必要な事項について市町村に対し、引き続き改善を指導して下さい。

２．学童保育の安全・安心に関する要望

すべての市町村が、学童保育についても防災計画や防災マニュアルを策定し、実行するように働きかけて下さい。

３．★★「指定管理者制度」に関しての要望

（１）埼玉県としての基本的な見解について埼玉県として、指定管理者制度は、学童保育事業と相容れないものだという認識を明らかにして下さい。併せて、国に対して「学童保育事業と相容れない」ということを働きかけて下さい。

★（２）施策変更に際しての住民の意向の尊重と市町村の説明責任について

「運営基準」は「事業実施者は、保育内容充実の、ため、保護者の願いや意見を反映し、保護者・保護者会（父母会）との協力・連携を図」ることをうたっています。県として市町村に対して、重大な制度変更を行う場合は、住民の意向を尊重すること、また住民に対して説明責任を果たすことを徹底して下さい。

Ⅳ．埼玉県として政府・厚生労働省等に対して働きかけること

★★１．2014 年度政府予算について

（１）現在の放課後児童クラブの運営費単価は実態と比べて不十分です。大幅な単価増を働きかけて下さい。

（２）大規模学童保育の適正な分割・新設に地方自治体が積極的に対応できるよう、施設整備費等の補助率の見直しや他の施策による特別な財政措置など特別な措置を講ずるよう働きかけて下さい。

２．子ども未来財団の「放課後児童クラブ施設整備費」補助について

「国、地方公共団体及び他の公的機関からの補助又は助成の対象となる場合を除く」の要件を削除するよう働きかけて下さい。

３．福祉の仕組みの維持・拡充について

★★学童保育を含む児童福祉や、障害児・者福祉の事業は、公的責任のもとで行われるべきものです。保育制度について、公的責任を後退させるのではなく、より強めるものになるよう、国に働きかけてください。障害児・者福祉制度についても、公的責任のもとで行われるものとなるよう、国に働きかけてください。

以上